アスベスト対策の強化に関する緊急提言

アスベストについては、健康被害が拡大するとともに、住宅や家庭用品等の身の回りでも使用されていることなどから、国民の間に深刻な不安が広がっている。

このため、都道府県は、アスベスト問題に対応するための全庁的な取組体制を構築し、既に相談窓口の開設、建築物のアスベストの使用実態調査及び除去対策、製造事業者や解体作業への立ち入り調査等を実施するとともに、今後、さらに健康被害の予防措置を拡充するなど全力で取組んでいるところである。

しかし、アスベストを原因とする疾病は発症までの期間が長く、その上診断方法や治療方法が確立されていないことや、今後アスベストを使用した建築物の解体の増加等により、将来にわたって健康被害の発生が予想されていることから、アスベスト対策を一層強化していく必要がある。

ついては、国民の安全と安心を確保する立場から、また、国自らが認めているようにこれまでのアスベスト対策について予防的アプローチが遅れ、関係省庁の連携が十分でなかったことを重く受け止め、国の責任において、下記の措置を早急に講じられるよう提言する。

記

【推進体制に関する事項】

1　国は、今後の取組を責任を持って統一的かつ迅速に実行するため、この現状を招いた原因の検証を専門家を交えてさらに進めるとともに、各省庁に対し強い調整力を有する専門部署を設けるなど国が一体的に取組む体制を整備し、具体的な対応策を早急に取りまとめること。

2　関係省庁が実施している各種相談窓口や自治体の窓口との相互連携を強化するとともに、専門的かつ総合的な相談支援体制を構築すること。

【健康被害等に関する事項】

3　健康被害者への治療等を早急に実施するため、健康被害の実態調査方法・早期診断方法・治療方法の研究・確立、治療体制の早期確立、医療スタッフの確保と知識・技術の向上などを図るとともに、健康被害が懸念される周辺住民等に対する健診、医療費補助等の必要な措置を講じること。

４　労災補償の対象とならない周辺住民等の被害を救済するため、新たな法律を早期に制定すること。

　また、「石綿健康被害の救済に関する基本的枠組み」の中で引き続き検討することとされている基金への公費負担については、今回の事態が国の対応の遅れにより生じたものと考えられること、地方公共団体が既に様々な対策を講じ、今後の対応と合わせ多額の負担を余儀なくされていること等を踏まえ、国の責任において対応すること。

【環境保全等に関する事項】

５　一般大気中へのアスベストの飛散防止対策を一層推進するため、対象施設や、建築材料の範囲を拡大するなど「大気汚染防止法」等の規制を拡充するとともに、アスベストの環境基準等を設定し継続的に濃度調査を実施することや罰則を重くすることなど監視体制の一層の強化を図ること。

　また、建築物における飛散防止のため、勧告・命令等ができるよう「建築基準法」の規定を拡充すること。

６　今後増加が見込まれるアスベスト含有廃棄物の飛散を防止するため、処理技術、無害化技術の開発・普及、安定的な処理体制の確保等の対策を拡充すること。

７　アスベストの代替化を強力に促進し、アスベストの全面禁止を早期に実施すること。

８　学校，医療機関，社会福祉施設など公共建築物及び民間建築物等のアスベストの撤去等を徹底するため、助成制度や制度融資、財政措置等の必要な措置を早急に講じること。

【情報提供等に関する事項】

９　アスベスト及びアスベスト製品の製造、取扱事業者、使用実態、経年変化、管理方法等について、関係省庁が把握している情報をすべて、国の責任において、国民及び地方公共団体に対して早急にわかりやすく提供すること。

平成１７年１０月２７日

全　国　知　事　会